

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第13号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月15日 19時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市御所浦島北西方沖（中瀬戸） 中瀬戸橋橋梁灯（C1灯）から真方位290° 130m付近 （概位 北緯32° 20.83′ 東経130° 20.45′）
事故等調査の経過	平成27年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八漁栄丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	KM2-3778（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、船首部のキールに亀裂等
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長が、中瀬戸最狭部に架かる中瀬戸橋下の西側可航水域を通航しようとして「可航水域中央付近の中瀬戸橋上に設置されている街灯」（以下「本件街灯」という。）を船首目標とし、約8～9ノットの対地速力で手動操舵により南南西進していたところ、平成26年12月15日19時00分ごろ「中瀬戸橋中央部付近の直下にある岩礁」（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 本船は、船長が乗り揚げたことを家族に連絡し、潮が満ちるのを待って来援した僚船に引き下ろされ、自力航行して定係地へ戻った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 月没時刻：12時37分ごろ
その他の事項	本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。 中瀬戸橋下には、本件浅所の西側と東側に可航水域があり、船長は、中瀬戸の航行経験が豊富であり、本件浅所や付近の水深をよく知っていたので、ふだん、西側可航水域を通航する際は、本件街灯を船首目標として目視のみで航行していた。 船長は、本事故時、レーダーを0.5海里レンジで作動させていたものの、針路を確認したり、物標との距離計測などを行っておらず、また、GPSプロッターを作動させていなかった。 船長は、本船が本件街灯に向かう針路で航行しているつもりでいたが、本事故後、進路が左方へ外れて航行したものと思った。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、中瀬戸を南南西進中、船長が、本件街灯を船首目標とし、ふだんどおりに航行しているものと思ひ、船位の確認を行っていなかったことから、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、中瀬戸を南南西進中、船長が、本件街灯を船首目標とし、ふだんどおりに航行しているものと思ひ、船位の確認を行っていなかったため、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行に慣れた海域であっても、目視のみに頼らず、GPSプロッターやレーダーを活用して船位を確認すること。